

広島県告示第百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号	平成三十一年広島県告示第二百十三号		
所在地	広島県安芸郡熊野町中溝五丁目及び同町城之堀地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	八幡山（六九〇）	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
	区域の名称	八幡山（六九〇）	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	八幡山（六九〇）	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
	区域の名称	八幡山（六九〇）	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
熊野川支川（二五五a）	土石流	熊野川支川（二五五a）	土石流